

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関と問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については、各機関・団体に直接お問い合わせください。

茨城労働局
(P1, 2)

法テラス茨城
(P4)

～まずは相談したい方～

茨城県
(P2, 3)

茨城県
社会保険労務士会
(P4)

～紛争解決制度を利用したい方～

茨城労働局
(P1,2)

茨城県労働委員会
(P3)

茨城県
社会保険労務士会
(P4)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

水戸地方裁判所
(P5)

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>茨城労働局雇用環境・均等室</p> <p>(住所) 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城総合労働庁舎 6階</p> <p>(電話) 029-277-8295</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！</p>	<p>相 談</p>	<p>【制度概要】</p> <p>① 民事上の個別労働紛争に係る相談 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>② セクハラ、マタハラ等均等三法に係る相談。</p> <p>職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。</p>
		<p>【相談日時】</p> <p>月曜～金曜 8:30～17:15</p> <p>※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
		<p>【費用】</p> <p>無料</p>
		<p>【相談方法】</p> <p>電話又は面談。予約不要。</p>
<p>労働局長による助言・指導</p>	<p>【制度概要】</p> <p>民事上の個別労働紛争について、茨城労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p>	
<p>労働局長による紛争解決の援助</p>	<p>【制度概要】</p> <p>職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、茨城労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。</p>	
<p>茨城紛争調整委員会によるあっせん</p>	<p>【制度概要】</p> <p>民事上の個別労働紛争について、茨城労働局長から委任を受けた茨城紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。</p> <p>長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。</p> <p>紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、あっせんに申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料</p>	

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	調停	<p>【制度概要】</p> <p>職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、茨城労働局長から委任を受けた茨城紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。</p> <p>紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料</p>
総合労働相談コーナー		
各監督署内総合労働相談コーナー	総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談	<p>【制度概要】</p> <p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。（セクハラ、マタハラ等均等三法に係る個別事案に関する相談は、労働局雇用環境・均等室に取り次ぎます。）</p> <p>【相談窓口開設日時】</p> <p>茨城労働局及び各監督署総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p>
	労働局長による助言・指導	<p>【制度概要】</p> <p>民事上の個別労働紛争について、茨城労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 各相談コーナーにおいても、申出の受付、助言（口頭）の実施をしております。</p> <p>【費用】 無料</p>
	茨城紛争調整委員会によるあっせん	<p>【制度概要】</p> <p>民事上の個別労働紛争について、茨城労働局長から委任を受けた茨城紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。</p> <p>各相談コーナー等においてもあっせん申請の受付を行っています。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等												
<p>いばらき労働相談センター</p> <p>(住所) 茨城県水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職・生活総合支援センター2階</p> <p>(電話) 029-233-1560</p> <p>【特長】 これからのことを一緒になって考えます。気軽に親身な相談窓口！</p>	<p>相談</p>	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。</p> <p>【相談窓口日時】 月曜～金曜 9:00～20:00 (受付は19:30まで) 土曜、日曜 10:00～16:00 (受付は15:30まで) ※祝日・年末年始は休業</p> <p>【相談方法】 面談又は電話。</p> <p>県央以外の地域で面接による相談を希望する場合は、センター相談員が日程調整の上出張面談を行いますので、事前にセンター(電話029-233-1560)へご連絡ください(出張面談を行う場所は、各地区就職支援センター内となります)。</p> <table border="1" data-bbox="965 683 1364 833"> <thead> <tr> <th colspan="2">各地区就職支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>常陸太田市山下町4119</td> </tr> <tr> <td>日立</td> <td>日立市幸町1-21-2</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>鉾田市鉾田1367-3</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>土浦市真鍋5-17-26</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>筑西市二木成615</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いばらき労働相談センター内での相談は予約不要</p> <p>【費用】 無料</p>	各地区就職支援センター		県北	常陸太田市山下町4119	日立	日立市幸町1-21-2	鹿行	鉾田市鉾田1367-3	県南	土浦市真鍋5-17-26	県西	筑西市二木成615
各地区就職支援センター														
県北	常陸太田市山下町4119													
日立	日立市幸町1-21-2													
鹿行	鉾田市鉾田1367-3													
県南	土浦市真鍋5-17-26													
県西	筑西市二木成615													

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>茨城県労働委員会事務局</p> <p>(住所) 茨城県水戸市笠原町978-6</p> <p>(電話) 029-301-5563</p> <p>【特長】 公益代表・労働者代表・使用者代表の三者構成を活かした解決支援サービス！</p>	<p>個別的労働紛争のあっせん</p> <p>相談</p>	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益代表(弁護士や大学教授など)、労働者代表(労働組合の役員など)、使用者代表(会社役員など)の三者で構成するあっせん委員が、当事者間の話し合いを仲介し、紛争の解決を支援します。 あっせん手続きは非公開で秘密は厳守されます。申請手続きは申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。 なお、相手方があっせんを望まない場合や、当事者双方の意見の隔たりが大きく歩み寄りを図れないときは、手続きは終了となりますので、あらかじめご了承ください。 ※労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん、調停、仲裁、不当労働行為救済の制度を利用することになります。</p> <p>【費用】 無料</p> <hr/> <p>労働問題全般の相談は、茨城県が設置している「いばらき労働相談センター」で行っています。詳細は「いばらき労働相談センター」の欄をご覧ください。</p> <p>労働委員会では、個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を毎年10月に実施しています(要事前予約)</p> <p>【費用】 無料</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>法テラス茨城</p> <p>(住所) 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3階</p> <p>(電話)0503383-5390</p> <p>(サポートダイヤル) 0570-078374</p> <p>【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルについて、弁護士との法律相談を案内。</p>	<p>情報提供</p> <hr/> <p>民事法律扶助 (無料法律相談)</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのかわからない、どこに誰に相談していいのかわからないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【受付日時】</p> <p>●サポートダイヤル 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (日曜祝祭日休業)</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【利用方法】 電話</p> <p>●法テラス茨城 平日9:00~17:00 (土日祝祭日休業)</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。</p> <hr/> <p>【サービス内容】</p> <p>経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談ができます。</p> <p>【費用】 法律相談は無料</p> <p>【利用方法】 来所による面談(要電話予約) 相談時間は30分、相談回数に限りがあります。 電話での法律相談は行っていません。</p> <p>【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。</p> <p>行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる方に効果的です。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>茨城県社会保険労務士会</p> <p>(住所) 水戸市河和田1丁目2470-2 (電話) 029-350-4864</p> <p>社労士会労働紛争解決センター茨城 (住所・電話番号は茨城県社労士会と同じ)</p> <p>【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮!</p>	<p>総合労働相談</p> <hr/> <p>労働紛争解決センターによるあっせん</p>	<p>【サービス内容】</p> <p>賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <p>●面談相談(相談時間共通:13:30~16:30)</p> <p>①毎月第4火曜日 水戸市役所南側臨時庁舎「市民相談室」 水戸市中央1-4-1</p> <p>②毎月第2金曜日 土浦市役所3階広報聴課「相談室」 土浦市大和町9-1</p> <p>③毎月第1火曜日 下妻市役所働く婦人の家「図書室」 下妻市今泉240</p> <p>●申込 茨城県社会保険労務士会事務局 平日10:00~16:00 電話029-350-4864 FAX029-350-3222</p> <p>●費用 無料</p> <hr/> <p>【制度概要】</p> <p>主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士(あっせん員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。</p> <p>【費用】 平成29年3月31日まで無料(実費負担分あり)</p>

問い合わせ先			制度概要等
水戸地方裁判所	029-224-8302	茨城県水戸市大町1-1-38	<p>【雇用関係のトラブルを解決したい方のための手続】</p> <p>●民事調停【簡易裁判所】 調停主任（裁判官又は調停官）と一般市民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。</p> <p>●民事訴訟【簡易裁判所・地方裁判所】 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。求める金額によって、取り扱う裁判所が異なります。 140万円以下の請求 → 簡易裁判所 140万円を超える請求 → 地方裁判所</p> <p>●少額訴訟【簡易裁判所】 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金額の支払を求める場合にのみ利用することができる手続です。</p> <p>●労働審判【地方裁判所】（本庁のみ） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断（労働審判）を行うという紛争解決制度です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。 3回以内の期日で集中して審理を行うためには、当事者が早期に的確な主張・立証を行うことが重要です。そのためには、当事者は、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいでしょう。</p> <p>【手続を利用される方へ】 ・申立てには、申立手数料及び郵便切手等が必要です。 ・上記手続き以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。 ・各裁判所の窓口には、裁判所における各種手続を分かりやすく説明したリーフレットのほか、調停申立書や少額訴訟手続の訴状などの定型用紙も備え付けてあり、手続の概要や申し立ての方法について説明を受けることもできます。 ・また、裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/)で、各種手続きより詳しく紹介しており、定型書式の一部についてダウンロードすることもできます。</p>
水戸簡易裁判所	029-224-8284		
水戸地方裁判所日立支部	0294-21-4441	茨城県日立市幸町2-10-12	
日立簡易裁判所			
水戸地方裁判所土浦支部	029-821-4376	茨城県土浦市中央1-13-12	
土浦簡易裁判所	029-821-4391		
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	0297-62-0100	茨城県龍ヶ崎市4918	
龍ヶ崎簡易裁判所			
水戸地方裁判所麻生支部	0299-72-0091	茨城県行方市麻生143	
麻生簡易裁判所			
水戸地方裁判所下妻支部	0296-43-6956	茨城県下妻市下妻乙99	
下妻簡易裁判所			
笠間簡易裁判所	0296-72-0259	茨城県笠間市笠間1753	
常陸太田簡易裁判所	0294-72-0065	茨城県常陸太田市木崎二町2019	
石岡簡易裁判所	0299-22-2374	茨城県石岡市府中1-6-3	
取手簡易裁判所	0297-72-0156	茨城県取手市取手3-2-20	
下館簡易裁判所	0296-22-4089	茨城県筑西市乙237-6	
古河簡易裁判所	0280-32-0291	茨城県古河市東3-4-20	